

第 13 号

熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定について
熊本県知事等の給与の特例に関する条例を次のように制定することとする。

令和2年4月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事等の給与の特例に関する条例

令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間における知事及び副知事の給料月額
は、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号。以下
「知事等給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、知事等給与条例別表第1に定
める額から、その額に100分の30（副知事にあつては、100分の20）を乗じて得
た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める
額とする。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

（提案理由）

知事及び副知事の給料月額について特例を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。